第39回田原本町地域公共交通活性化協議会議案書

第1号議案

副会長の選任について

【説明】

現在、本協議会の副会長が欠員となっています。副会長の選任については、本協議会設置規約第7条第3項に「副会長は、委員の互選によりこれを選任する」と規定されています。

事務局案として、本町町長公室長の中辻委員を提案しますので、副会長に選任してよろしいか協議します。

第2号議案

区域運行型デマンド交通の運行について

【説明】

本町の交通空白地域の解消と交通手段の多様化、町内のアクセス利便性向上を目的に、新たな交通の導入について、委員の皆様のご意見を賜りながら検討してまいりました。

区域運行型デマンド交通については、町北東エリアと町内主要施設を乗降地点として、11月1日より運行を開始しましたので報告させていただきます。運行の詳細は別紙をご覧ください。 今後、利用状況がまとまりましたらご報告させていだきます。

第3号議案

定時定路線型コミュニティバスの運行延期について

【説明】

町の新たな交通の一つとして導入を検討しておりました定時定路線型コミュニティバスについては、実証運行委託業務公募型プロポーザルを実施した結果、受託候補者を選定しました。

その後、運行を開始するため契約締結に向けて調整を重ねておりましたが、受託候補者より乗 務員不足等のため辞退する旨の申し出を受けましたので、運行は延期となっていますことをご報 告させていただきます。

第4号議案

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る 地域公共交通計画の変更について

【説明】

町で実施している通常タクシーの初乗り料金を助成する制度「タワラモトンタクシー利用料金助成事業」に係る国庫補助金の計画認定については、第31回協議会(令和4年6月16日~24日書面開催)において承認いただいたうえで国土交通大臣に申請し、令和4年9月28日に地域公共交通計画の認定を受けました。

その後、事業者のうち1社より廃業の申し出を受け、令和5年2月28日付けで当該事業の契約を終了したため、認定を受けた計画の内容に変更が生じましたので、別添資料のとおり、国土交通大臣に変更届を提出してよろしいか協議します。

【変更内容】

- ・「表1」の「運送予定者名」から「株式会社サミット」を削除。
- ・「地域公共交通計画別紙」の「18. 協議会の開催状況と主な議論」に、本協議会において変更について報告・協議した旨を記載。

【提出書類】

- · 地域公共交通計画変更届出書
- · 表1
- · 地域公共交通計画別紙
- 顛末書

第5号議案

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 交付申請について

【説明】

通常タクシーの初乗り料金を助成する制度「タワラモトンタクシー利用料金助成事業」に係る国庫補助金については、国土交通大臣より令和4年9月28日に地域公共交通計画の認定を受けており、第三号議案の計画変更を届け出た後、別添提出書類をもって交付申請してよいか協議します。

【提出書類】

・ 令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金)交付申請書

【申請額】

町からの運賃低廉化に対する支援額の 1/2 = 対象事業期間R4.10月~R5.9月のタワラモトンタクシー委託料22,195千円×1/2 (上限100万円)

【補足】

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

◇目的

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続する路線または交通不便地域の移動確保を目的としたバス・デマンド(区域)交通・乗用タクシーの運行ついての支援制度

◇補助対象事業者

活性化法法定協議会

◇補助率

1/2(市区町村から運賃低廉化の支援を受ける乗用タクシー事業に限り、上限100万円)

◇スケジュール

R4.10月~R5.9月 事業実施

R5.11月 補助金交付申請

R6. 1月 事業評価

R6. 2月 補助金交付決定及び額の確定

R6. 4月 交付